

報道関係 各位

「オーセンティックバー」産業名記載の大願成就！
ご尽力いただいた笹川 博義 衆議院議員を表敬訪問。

一般社団法人 日本バーテンダー協会
会長 酒向 明浩



一般社団法人 日本バーテンダー協会 酒向 明浩会長(左)と
岸 久 名誉会員(相談役・元会長・右)、
笹川 博義 衆議院議員(中央)

拝啓

立春の候、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、正式に「オーセンティックバー」業態が我国の固有産業となりました。

日本標準産業分類 Japan Standard Industrial Classificationとは、日本の公的統計における産業分類を定めた総務省告示です。従前は、各種統計の産業分類がバラバラであったものを、分類を統一するために統計法に基づき1949年（昭和24年）に制定しました。以後、75年間で改定は第13回を重ねています。

政府・行政の政策や補助金などは、産業分類を基に発令されています。「オーセンティックバー」はこれまで、「酒場、ビヤホール」ではなく、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に分類されており、これにより、新型コロナウイルス感染症対策ではオーセンティックバーが多大な誤解を受けました。

産業ではなく職業の分類では専門技術者であるバーテンダーを、「055 飲食物調理」の職業で、「055 - 09 バーテンダー」と明記されています。にも拘わらず、産業分類では別のくくりにされていたのです。

(続く)

2020年春、バーテンダーの専門技術とオーセンティックバーの営業実態を菅 義偉氏(当時 内閣官房長官)に請願し、その後総務省にて検討され、この度改定に至りました。2024年4月1日施行となります。

大分類 M 宿泊業、飲食サービス業

中分類 76 飲食店

細分類 7651 酒場、ビアホール、オーセンティックバー

改定理由

オーセンティックバーは遊興飲食に該当する活動を行っておらず、酒類及び料理を提供し、飲食させる店であり、「7651 酒場、ビアホール」の分類が適切であることから、位置付けを明確化するため内容例示を追加する。

細分類 7661 バー、キャバレー、ナイトクラブ

主として洋酒や料理などを提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。

2024年2月19日、当協会(一般社団法人 日本バーテンダー協会)酒向 明浩会長と岸 久 名誉会員(相談役・元会長)が、改定を強力に推進していただいた笹川 博義 衆議院議員にお礼の表敬訪問に伺いました。

つきましては、報道機関の皆様におかれましては、このバー業界に大願成就をもたらした、本ニュースに関し、メディアへのご掲載をいただきますよう、お願い申し上げます。

何とぞよろしくお願ひいたします。

敬具

<問い合わせ先>

一般社団法人 日本バーテンダー協会

事務局長 加藤

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 2-3-6

マスヤビル 9F

TEL:03-3571-2473

nba@bartender.or.jp

<http://www.bartender.or.jp/>